

役員等報酬規程

(役員等の報酬)

- 第1条 理事長の理事長業務に対する報酬は月額10万円とする。
2. 業務執行理事の業務に対する報酬は月額8万円とする。
 3. 理事長・業務執行理事を除く理事は無報酬とする。
 4. 評議員の報酬は、定款の定めにより、無報酬とする。
 5. 評議員選任・解任委員の報酬は、無報酬とする。
 6. 監事が定期又は臨時に監査を行う場合には、おおよそ半日に対し5千円を支給する。

(業 務)

- 第2条 理事長、業務執行理事及び事務局長の業務は次の通りとする。
- ① 1年を通じ概ね週1回以上法人事務所等において、別紙（理事長、業務執行理事及び事務局長の業務）に定める業務を行う。
 - ② 業務執行理事は、前号以外に理事長不在の場合の理事長業務及び理事長が特別に指示若しくは命じた事項とする。
 - ③ 事務局長の業務は、第1号以外に事務局会議内規の中に謳われているもの及び理事長が特別に指示若しくは命じた事項とする。

(報酬の減額)

- 第3条 第1条の理事長、業務執行理事の報酬は、前条の基準に達しない時には、理事会の議を経て、実態に応じた報酬に減額する。

(交通費)

- 第4条 評議員、評議員選任・解任委員、理事、監事には、評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会出席ごとに交通費として3千円を支給する。
2. 理事長、業務執行理事及び事務局長には評議員会、評議員選任・解任委員会、事務局会議、理事会出席時の交通費は支給しない。ただし、交通費実費については、請求にもとづき支給する。
 3. 事務局会議出席ごとに理事に交通費として3千円を支給する。
 4. 事務局員（職員）への交通費は支給しない。
 5. 役員が出張を命ぜられた場合は、別に定める旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

1. この規程は2005年8月17日より施行する。
2. この規程は2006年6月1日に変更する（理事と監事の交通費）
3. この規程は2006年11月11日に変更する（監事の報酬）
4. この規程は2007年3月17日に変更する（報酬月額）
5. この規程は2008年2月23日に変更する（業務）
6. この規程は2009年10月31日に変更する（特別報酬）
7. この規程は2010年12月18日に変更する（部会の数を減らす）
8. この規程は2014年5月24日に変更する（理事の交通費）
9. この規程は2016年4月1日に変更する（第1条第3項の削除）
9. この規程は2017年2月25日に変更する（評議員、評議員選任・解任委員の設置に伴う追加等及び第6条の削除）
10. この規程は2017年（H29）6月24日に変更する（第1条に3項を追加し以下3項は4項、4項は5項とする。）
11. この規程は、2023年（R5）6月17日定時評議員会において第1条に6項「監事の報酬」を追加し、第5条（監事の報酬）を削除。新たに第5条として（報酬等の支給方法）を追加。